

4 本会議決議

・審議表

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出月日 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 備考 |
|----|---------------------------|---------------|-------------|-------|-------|-------------------|----|
| 1 | 内閣総理大臣森喜朗君問責決議案 | 久保 亘君 外7名 | 13. 3.13 | | | 13. 3.14 否決 | |
| 2 | 京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議案 | 山崎 正昭君 外8名 | 4.17 | | | 4.18 可決 | |
| 3 | ハンセン病問題に関する決議案 | 山崎 正昭君 外8名 | 6.7 | | | 6.8 可決 | |
| 4 | 少子化対策推進に関する決議案 | 久保 亘君 外8名 | 6.20 | | | 6.22 可決 | |

・可決したもの

平成13年4月18日

京都議定書発効のための国際合意の実現に関する決議

地球温暖化が21世紀における最も深刻な問題となる中で、国際社会は、これまで10年にわたって、気候変動枠組み条約の発効とそれに続く京都議定書の採択によって、地球温暖化防止のための国際的合意を積み重ねてきた。この度ブッシュ米政権が京都議定書からの離脱を表明したことは大変遺憾であり、地球環境保護についての国際的な取組を後退させるものである。京都議定書の交渉に世界最大の温室効果ガス排出国である米国が継続して参加することを強く求めるものである。

我が国は地球温暖化防止京都会議（COP3）の議長国として京都議定書を取りまとめた特別の経過がある。したがって、政府は率先して批准し、地球温暖化防止の国内制度を構築するとともに、京都議定書の2002年発効を目指して、国際的なリーダーシップを発揮すべきである。

米国を始め世界各国に対しても、京都議定書が発効できるよう、7月のCOP6再開会合において国際合意に到達することを強く訴えるものである。

右決議する。

平成13年6月8日

ハンセン病問題に関する決議

去る5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、政府は控訴しないことを決定した。本院は永年にわたり採られてきたハンセン病患者に対する隔離政策により、多くの患者、元患者が人権上の制限、差別等により受けた苦痛と苦難に対し、深く反省し謝罪の意を表明するとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の誠を捧げるものである。

さらに、立法府の責任については、昭和60年の最高裁判所の判決を理解しつつ、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、我々は、今回の判決を厳粛に受け止め、隔離政策の継続を許してきた責任を認め、このような不幸を二度と繰り返さないよう、すみやかに患者、元患者に対する名誉回復と救済等の立法措置を講ずることをここに決意する。

政府においても、患者、元患者の方々の今後の生活の安定、ならびにこれまで被った苦痛と苦難に対し、早期かつ全面的な解決を図るよう万全を期するべきである。

右決議する。

平成13年6月22日

少子化対策推進に関する決議

我が国は、急速な少子化の進行により、未だかつて経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしている。こうした少子化の進行は、子どもの健全育成、地域社会、社会保障、労働力等において我が国社会に深刻な影響を与えることが懸念されている。子どもが未来の社会を担う存在であることを思えば、子どもを生み、育てることを社会的に支援していくことは、我が国にとって、極めて重要な課題である。

いうまでもなく結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。今日の少子化は、個人の価値観の多様化や意識の変化に社会の仕組みが対応できていないことに大きく起因している。かかる社会の在り方を見直し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の形成を目指し、総合的な施策を早急に確立することは、国会及び政府の責務である。

我々は、人口減少社会の到来を前にして、最善の努力をもって少子化問題に取り組み、男女とも育児に喜びや誇りを共有できる社会を構築していくことを決意する。

このため、政府においては、本院の意思を体し、仕事と育児の両立支援をはじめ子育てへの社会的支援の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進すべきである。

特に、乳幼児医療費の国庫助成等出産・育児にかかる経済的負担の軽減、小児医療・母子保健等医療体制の整備、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の拡充等男女がともに仕事と子育てを両立できる雇用・職場環境の整備、保育所待機児童の早期解消をはじめ多様な保育サービスの拡充、放課後児童の受け入れ体制の整備等地域の子育て支援環境の整備、子育てしやすい住環境等生活環境の整備については、重点的に取り組むべきである。また、子育て支援の重要性に鑑み、子どもや家庭を支える施策に対して積極的な予算措置を講ずるべきである。

こうした取組が成果をあげるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。右決議する。